省　令

○法務省令第四十五号

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定に基づく旧司法試験の終了に伴い、旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則等を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

法務大臣　平岡　秀夫

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則（昭和三十六年司法試験管理委員会規則第二号）

二　司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則（昭和五十年司法試験管理委員会規則第一号）

三　旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成十五年法務省令第七十七号）

四　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第八条第一項の選択の手続を定める省令（平成十七年法務省令第八十五号）

附　則

この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

○文部科学省令第四十五号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第三項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「受けようとする者で」の下に「高等学校等在学者（」を加え、「若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは」を「又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業者（」に、「若しくは専修学校の高等課程を卒業した者」を「又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十二条第一項第二号及び第二十三条第一項第二号中「高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程を卒業した者」を「高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者」に改める。

第二十二条第一項第三号中「高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒又は高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程を卒業した者」を「高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者」に改め、「受けたもの」の下に「又は認定試験合格者等」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年一月一日以降外国の大学に入学する者に係る選考から適用する。

○文部科学省令第四十六号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出し及び同条第一項中「企画官」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六十九条の見出し及び同条第一項中「宇宙国際協力企画官」を「企画官」に改め、同条第二項中「宇宙国際協力企画官」を「企画官」に、「次に掲げる事務」を「原子力損害の賠償」に、「特定事項」を「重要事項について」に改め、第一号及び第二号を削る。

附則に次の一条を加える。

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第六条　第六十九条第一項の企画官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十六号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十一条の二第一項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三に次のただし書を加える。

ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同項の金融機関に電磁的記録（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を送付したときは、この限りでない。

第三十八条の四中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「（有期事業以外の事業に係るものに限る。）」を削る。

第三十八条の五中「納付書」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第八十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）」を「情報通信技術利用法」に改め、「（情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の六中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

○経済産業省令第七十号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項第四号中「四・五質量百分率」を「三・五質量百分率」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○経済産業省令第七十一号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第一項及び第二項並びに第十七条の十二第五項の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「四・五」を「三・五」に改める。

第三十七条第七号中「日本工業規格K二二四九（原油及び石油製品―密度試験方法及び密度・質量・容量換算表）のI型浮ひょう密度試験法で定める試験方法又は日本工業規格K二二四九（原油及び石油製品―密度試験方法及び密度・質量・容量換算表）の振動式密度試験方法」を「日本工業規格K二二四九―一号（原油及び石油製品―密度の求め方）で定める試験方法又は日本工業規格K二二四九―二号（原油及び石油製品―密度の求め方）」に改める。

第四十二条第四号中「日本工業規格K二二四九（原油及び石油製品―密度試験方法及び密度・質量・容量換算表）のI型浮ひょう密度試験法又は日本工業規格K二二四九（原油及び石油製品―密度試験方法及び密度・質量・容量換算表）の振動式密度試験方法」を「日本工業規格K二二四九―一号（原油及び石油製品―密度の求め方）で定める試験方法又は日本工業規格K二二四九―二号（原油及び石油製品―密度の求め方）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。